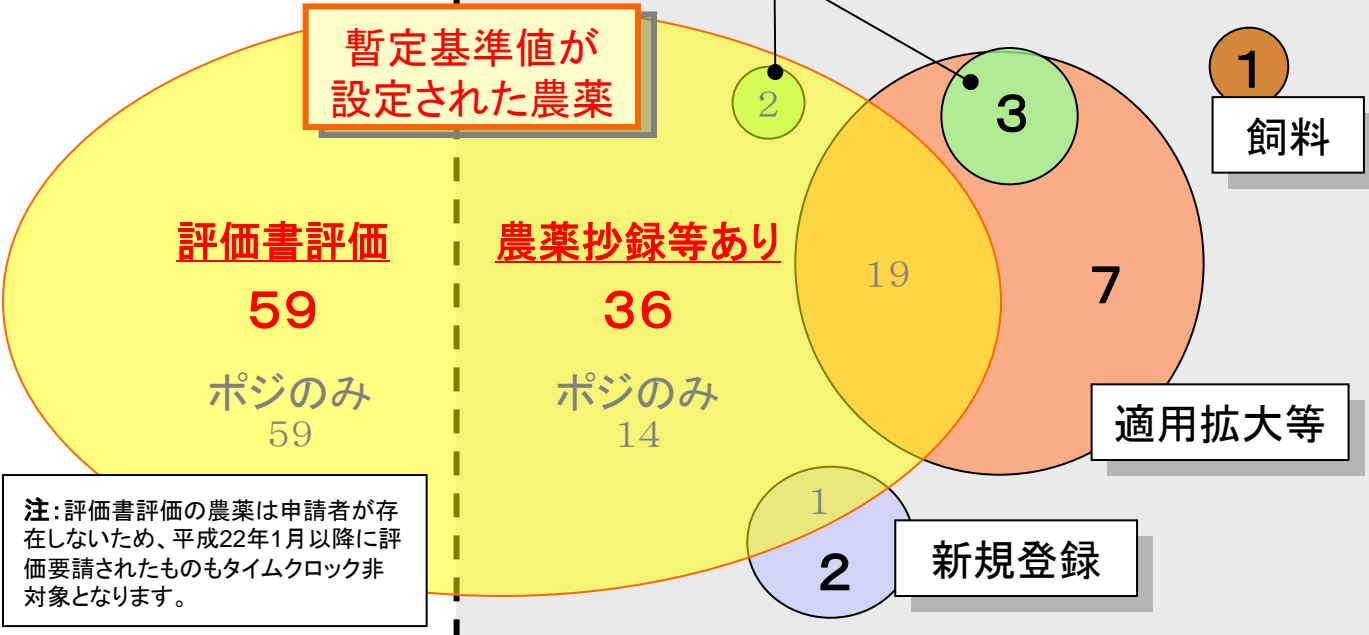


農薬の審議状況について(H22.6.1現在)

タイムクロック非対象

タイムクロックは、申請者が存在する評価は1年という委員会決定

詳細なデータあり



注: 評価書評価の農薬は申請者が存在しないため、平成22年1月以降に評価要請されたものもタイムクロック非対象となります。

タイムクロック対象 H22. 1~

管理機関が評価要請する目的

- 新規登録:** 農薬取締法に基づく新規登録申請に係る評価要請
- 適用拡大等:**
 - ◆ 農薬取締法に基づく適用作物の変更申請に係る評価要請
 - ◆ 魚介類中の残留基準値設定要請に係る評価要請
 - ◆ 畜産物中の残留基準値設定要請に係る評価要請
- インポートトレランス:** 「国外で使用される農薬号に係る残留基準設定及び改正に関する指針について(平成16年2月5日付け食安基発第0205001号)」に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請に係る評価要請
- ポジ:** ポジティブリスト制度導入に伴って設定された暫定基準値に係る評価要請
- 飼料:** ポジティブリスト制度導入を受けて農林水産省が飼料に設定した残留基準値に係る評価要請

